

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第12回 平成21年 2月26日開催 午後7時から午後9時5分 職員研修室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 山田委員、久保委員

事務局等 寺尾、徳永、林、山岸、三浦

傍聴者 1名

配布資料

- ・第9回運営会次第
- ・第12回全体討議の進め方
- ・項目に盛り込みたい事項とその内容一覧(1条例の基本的考え方)
- ・各班のまとめ比較表(第8回まで)
- ・自治基本条例の区民検討会議の項目構成(区民検討会議で仮決めした項目)
- ・区民検討会議項目(仮決め)・キーワード一覧
- ・第11回区民検討会議開催概要
- ・牛山久仁彦先生講義録

1 事務局からの連絡

NPO ネットワーク協議会の推薦を受けていた荻野善昭委員が辞任した。

2月26日付けで、新たに山下馨委員が委嘱された。NPO ネットワーク協議会からの推薦委員。【報告】

2 運営会からの連絡

第11回区民検討会議で仮決めされた項目についての今後の検討について、各項目を、これまでの区民検討会議で出されたキーワード整理しながら検討することが報告され、了承された。【決定】

第12回区民検討会議の検討テーマを「条例の基本的考え方」とし、全体討議で検討することが報告され、了承された。【決定】

来年度上半期の開催日程について、区民代表委員、運営委員の順で都合の悪い開催週と曜日を確認した結果、第一月曜日・第三木曜日を候補日として区民検討会議に諮ることとなった。【報告】

3 『条例の基本的考え方』について(全体討議)

『条例の基本的考え方』に盛り込みたい事項について、以下の検討手順で全体討議が行われた。全体討議の詳細は別紙のとおり。

(ア) 項目の内容として運営会で整理された“基本理念”、“目的”、“定義”、“位置づけ”と、それらに対応するキーワードを整理し、『条例の基本的考え方』に盛り込みたい事項かどうか検討する。

(イ) “その他のキーワード”について、別の項目の中で検討するのか、新たな盛り込みたい事項とするのか、盛り込みたい事項ではないとして削除するのかを検討する。

(ウ) 盛り込みたい事項の表現、盛り込みたい事項に不足はないかを検討する。

全体討議によって、以下のとおり合意された。【決定】

- ・ 盛り込みたい事項として、“基本となる用語の定義”、“条例の目的”、“条例の位置づけ”、“基本

理念”を置く。

- ・ “その他のキーワード”については、盛り込みたい事項に置くのではなく、盛り込みたい事項の内容に盛り込むか、『条例の基本的考え方』以外の項目において検討する。

当初の予定議事のうち『「条例の基本的考え方」の検討』は一部が検討未了である。具体的には上記
3 - - (ウ)の検討手順のうち「盛り込みたい事項に不足はないか」が未了である。

4 次回検討内容等について

第13回区民検討会議では、第12回会議に引き続き『条例の基本的考え方』を検討する。具体的には「盛り込みたい事項に不足はないか」、「盛り込みたい事項の内容」について検討することとなった。

【決定】

来年度上半期の開催日程を検討した。運営会案のとおり第一月曜日、第三木曜日に開催することとなった。当該日が祝祭日の場合は個別に検討し、以下の日程に決定した。【決定】

4月6日、4月16日、5月11日、5月21日、6月1日、6月18日、7月6日、7月16日、8月3日、8月20日、9月7日、9月17日

以上

第12回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	12回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	×
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	大浦 正夫	オオウラ マサオ	×
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	
22	清田 英雄	キヨタ ヒデオ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	×
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	×
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	×
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			22

第10回区民検討会議(1月22日)の席上で委員辞任の意向が示されたが、第12回区民検討会議(2月26日)までに書面による辞任届は未提出。

全体討議の進め方の説明

ファシリテーター 資料2と資料3を並べて説明します。今から資料2の「第12回 全体会議の進め方」を読みながら、全体討議の進め方を共有していきたいと思います。

今日の全体討議においては、第11回区民検討会議で仮決めした項目のうち『1条例の基本的考え方』の項目にどのような事項及びその内容を盛り込むかを検討していきます。検討にあたっては、今まで、ワークショップなどにより各班で検討してきた資料4「各班のまとめ比較表」をまとめました。この資料4のキーワードをまとめたものが資料6です。各班で重複している部分は、まとめました。

この中の『1条例の基本的考え方』を抜いたものが資料3です。この資料は、今日、みなさんが検討するたたき台として作成したものです。資料4のみなさんのワークショップから出てきたキーワードの中の『1条例の基本的考え方』の項目に書かれている各班のキーワードを抜き出し、分類・整理しました。項目の内容として、“基本理念”、“目的”、“定義”、“位置づけ”を設けることが運営会で整理されていますので、それぞれの内容に関係が強いと思われるキーワードを対応させました。各欄の呼び方ですが、資料3の左から、まず「項目の内容」。この欄は、運営会で決まりました“基本理念”、“目的”、“定義”、“位置づけ”からなります。次に「キーワード」が、みなさんがワークショップで出てきたキーワードです。次に、今日、検討を行う「盛り込みたい事項」です。そして、一番右の欄を「盛り込みたい事項の内容」と呼んでいきます。

次に全体討議の手順です。

まず、資料3の左側3つの欄、 から を整理していきます。盛り込みたい事項を全て整理した後、盛り込みたい事項の内容に入っていきます。盛り込みたい事項の内容については、時間をかけて考えていきたいので、次回に回します。今日は盛り込みたい事項を整理していくことに集中して頂きたいと思います。

(1)として、項目の内容のうち、“基本理念”、“目的”、“定義”、“位置づけ”とそれらに対応している キーワードについて検討し、それぞれについて、盛り込みたい事項をまとめます。項目の内容と キーワードを見比べて、条例の基本的考え方に盛り込みたい事項かどうかについて検討して下さい。キーワードは各班から出されたものをそのまま対応させていますので、意味が重なっていたり、キーワードを分けたほうが適切と思われるものもあるかと思えます。全体討論を通じて、項目の内容と キーワードを整理しながら区民検討会議として条例に盛り込みたい事項にまとめ上げていきます。条例に盛り込みたい事項にまとめる際には、キーワードが盛り込みたい事項を考える手がかりになります。

(2)ですが、始めに、“基本理念”、“目的”、“定義”、“位置づけ”の4つを整理し、それが終わったら“その他のキーワード”を検討します。最終的に“その他のキーワード”の部分のなくなるようにして下さい。

その際の【検討の視点】ですが

- a) “その他のキーワード”を4つの 項目の内容のいずれかに対応させる。

- b) 4つのいずれのにも対応しないキーワードがある場合は、次のいずれかになります。
- ・『条例の基本的考え方』以外の項目の中で検討すべきなのか
 - ・新たに盛り込みたい事項として格上げするのか。盛り込みたい事項の内容で取り上げるのか
 - ・盛り込みたい事項ではないとして、キーワードを削除するのか
- c) 最終的に“その他のキーワード”欄には、キーワードが残らないようにする。
- (3)として、『条例の基本的考え方』のを見返し、ここまでの検討の認識を共有します。
- a) 盛り込みたい事項の表現はこれでよいか。
- b) 盛り込みたい事項に不足がないか。
- ここまでを今日は検討して頂きます。盛り込みたい事項の内容は次回やりたいと思います。
- また、考え方の例ですが、本日の渡辺委員の資料を参考に説明します。
- 渡辺委員の資料の1)～4)が、資料3の盛り込みたい事項に当てはまります。渡辺委員の資料のの部分、資料3の盛り込みたい事項の内容に当てはまると考えて下さい。

全体討議

委員 項目の内容には触れないのか。“基本理念”のキーワードを見ると、内容が混乱していると思う。また、基本理念を達成するための大原則も抜けている。例えば、区民参加の原則、情報共有の原則、など手段を考えるための理念が総則に入るべきだと思う。これらは、項目のに入るべきである。

高野委員 “基本理念”に原則を入れて欲しいと言うことですか。

委員 自治とは何かを基本理念に立てて、基本理念を達成するための基本的考え方は次に来ると思う。

高野委員 の項目を増やすと言うことですか。

委員 そういことです。

ファシリテーター とが整理されたことが盛り込みたい事項にくるイメージなので、の言葉を変えたいということならば、にそのように盛り込みたいとして下さい。増やすことも可能です。まずは、ここに出ているものを整理して下さい。よろしいですか。

他に質問はありますか。

委員 なぜ、盛り込みたい事項の内容が先ではなく盛り込みたい事項が先なのか。私は先に何を盛り込みたいのかを考えるべきではないかと思う。なぜ、こうなったのか説明して頂きたい。

ファシリテーター 今までのワークショップの内容を思い出し、活かしながら、やっていこうと思っています。から始めると、もう一度ワークショップを行わなければならない可能性があるので、このような手順にしました。

牛山教授 おっしゃることは、ごもっともだと思います。ここは、説明を聞くと、中身をイメージしながら

ら、項目を入れ、確定するということである。次回は、盛り込み方や中身の詰め方や文章表現をどうするかということだと思う。これは当然、中身を意識した議論でないと事項は決まらない。具体的にどう書き込むかは、中身によって意見が出てくる。盛り込むことは決めたが、中身については議論がある、と考えて欲しい。

委員 憲法にもあるように、基本理念にも平和を入れた方が良いのではないか。また、キーワード“21高齢者・こども”もあるならば、女性も入れて欲しい。子供を産みたくても産めないような社会がないように、大きくフォローできるようなものにして欲しい。

ファシリテーター 今のご意見は、盛り込みたい事項の内容に入ってくる内容だと思いますので、そのようなイメージを持って下さい。

委員 “その他のキーワード”はもう確定ですか。

ファシリテーター 便宜上、こちらでそうしました。

委員 ここに載っていない重大なものがまだあると思っているので。

ファシリテーター 資料5を見て下さい。これは前回、これから検討していくと合意ができた項目です。これらの中に、様々なキーワードが入っている。そして、今日は『1 条例の基本的考え方』を検討していくことになっています。

委員 わかりました。

ファシリテーター 進め方の質問はありますか。では、進めていきます。

進めやすいということから 項目の内容のうち“定義”から始めます。

キーワードに“住民、区民、事業者の定義”と“言葉の定義”と出てきていますので、盛り込みたい事項には、「用語の定義」と私は入れるのが良いか、と思いました。この「用語の定義」以外に何か入れた方が良くと思う意見はありますか。ワークショップ等を通して、“定義”について「用語の定義」以外の内容が出たという意見はありませんか。

では、“定義”の にははまず「用語の定義」を入れます。また後で見直す時間がありますので、思いついたらその時に意見を出して下さい。

委員 「用語の定義」より「基本となる用語」の方が良いのではないか。

ファシリテーター 言いたいことは用語の定義ですね。

では、“目的”に移ります。キーワードは“条例の目的”となっています。盛り込みたい事項は「条例の目的」で良いですか。

委員 目的規定の中に基本理念や地域社会をどうするかといった理念を入れて目的と一つにしてはどうか。

委員 条例で真っ先に見るものは目的であるので、簡潔にするべきである。目的にいろんなものを盛り込んで良いのか。

牛山教授 通常、条例で両方置くことは少ないと思う。目的の中に「こういうことをやる」という理念を入れることが多い。しかし、例えば、両方書く場合、目的をシンプルに「この条例は新宿区における自治の基本を定めるものである」と書いて、理念があっても良い。

もう一つは、前文は置くのですよね。他自治体では、前文の中に基本理念を謳い、目的で「理念を実現するための条例である」としている。技術的には色々あるので、それをみなさんがどう選ぶかということです。

委員 私も条例の目的をそのまま置いた方が良いと思う。法の体制では、まず目的が来る。

委員 私も目的をシンプルに掲げて「自治の実現のための条例である」ということを押さえるべきである。目的があって、基本理念があって、基本原則を押さえておけばよいのではないか。

委員 資料3のタイトルの『1 条例の基本的考え方』と自治の基本的考え方の違いを明確にするべきである。自治基本条例の制定に至った経過を目的で謳う。基本理念はどこに位置づけるかはこれからの議論による。

ファシリテーター 今の意見は“目的”の中に「なぜ制定に至ったのか」を入れるということですか。“目的”は置き、“基本理念”は他に置くということですね。

委員 条例の目的が入るのは当然である。

ここで、せつくなので、条例の目的をみなさんがどう思っているのか聞きたい。前回「安全安心」が議論になったことは、条例の目的の置き方の違いではないか。みなさんが「何のために条例を作るのか」という目的をどこに置いているか聞きたい。私は「自治とは何であろうか」を考えている。そうすると自治基本条例の中に区民として「これだけは」ということを書くことが目的であると私は思っている。みなさんはどう考えているのか知りたい。

ファシリテーター 聞きたいという意見もありますが、盛り込みたい事項をやりたいという意見もあります。

「条例の目的」の下に“基本理念”を入れるのか。それとも、『前文』の下に“基本理念”を入れるのか。また、「目的」プラス「基本理念」にするのか、という意見も出ています。これらの整理はいかがでしょうか。

委員 「目的」の中に「基本理念」が入ると、幅広くなってしまふ。「基本理念」の中に基本原則を打ち出せば、わかりやすく基本理念が出てくるのでは。あくまで、「目的」はシンプルにするべきである。

委員 前回、基本構想審議会の中で、基本理念とは何かという話があったが、それに準ずるものにするのか、それとも違うものにするのか。この発想に切り替えた方がよいのではないか。

委員 基本構想をもう一度見ると、これから出てくる言葉をこれに合わせなくてはならないのか、といった問題も出てくる。あくまで、これは計画であり法的な規範ではないと思っている。多分、自治基本条例は最高位の位置づけにする必要があると思っている。

牛山先生にお聞きしたい。基本構想で定義したものと条例の定義はどういう風に摺り合わせなくてはいけないのか。私はここでの定義を優先するべきだとは思っている。

牛山教授 基本的には、基本構想は行政計画です。基本構想については、議会が議決して議会が合意しているとは言え、その後の総合計画、実施計画については、行政が仕事をする上での計画である。制度的には、「自治基本条例の方を最高規範である」と規定するのならば、上にくると思う。しかし、実体的には、基本構想を作る際、区民のみなさんが参加し、議会で

も議論があったりしたでしょうし、どちらかを上だというのには、困難もありましょう。しかし、基本的には、自治基本条例の議論を優先していく。区長による計画の見直しや両者の整合性の問題などはその後の住民、行政、議会の考え方にもよるだろう。基本的な原則については、基本構想に縛られることなく議論してみたらよいと思う。

事務局 新宿区の場合は、都市マスタープランと基本計画を合わせて総合計画という位置づけにし、総合計画のうち基本的な部分は議会の議決を経ることになっています。また、基本構想と総合計画は、区民会議での区民の意見をベースに決めた構想です。行政側から申し上げますと、基本構想と今回議論される自治基本条例が縛られる必要はないと思うが、基本的に全く違う中身、方向性を条例に規定するのはおかしいのではないかと思います。基本構想に縛られる必要はないが、基本構想を念頭に置いて議論するのが良いのではないかと思います。

委員 最初から結果を見据えるのではなく、結果がたまたま違ったからどうしようかという話であり、今から「違ったらだめである」という話ではないですね。

事務局 はい、そういう話ではありません。

委員 とらわれないで話しましょう。そういった発言があるとこだわってしまうので無しにして頂きたい。

牛山教授 行政計画と自治基本条例は全く違う。行政計画は行政が仕事をするためのスケジュールであり、自治基本条例は仕事をしていく、暮らしていく際の自治のしくみや原則を定めたものである。用語の使い方を参考にすることがあるくらいで、縛られる必要はない。

高野委員 自分たちがそこに食い込めるしくみを考えたいということは、みなさん同じであるでしょうが、みなさんで作った基本構想を全く翻すことはフェアではないと思う。

委員 議論を“目的”に戻します。私は「目的」は簡潔で良いと思う。条例の名前を読みほどものも良いと思う。条例の名前が目的を表しているのでしょうし。

ファシリテーター では、「条例の目的」として入れるということで、よろしいですか。

委員 また“定義”は「基本となる用語」ですね。

ファシリテーター 今の意見は、法律的な難しい言葉ではなく、区民にわかりやすい言葉にしようと言う意味ですね。

牛山教授 その件ですが、みなさんに決めて頂きたいことがあります。今、がおっしゃたことは、「基本的な用語を説明しておこう」という意味ですね。「定義」というのは、この条例で使われた特別な言葉や、定義しておかないとわからない言葉を説明しておこうということです。このどちらのことも明らかにしておかないと困ってしまうのではないかと。

委員 定義しないといけない部分だが、「定義」というよりは、「基本的な用語」の中には「この用語の定義は何か」という書き方をした方がわかりやすいと思う。あまり言葉にとらわれる必要はないので、定義という言葉は必要ないのではないかと。

委員 用語だけにすると明確ではないかと思う。ここで言う作業は用語を出すだけで終わるだけではなく、意味合い、つまり、これから使う場合はこういう言葉の定義として使う、という意味合いを「定義」とするならば、用語の定義が入ってもおかしくないのではないかと。

牛山教授 「基本的な用語」といった場合は、この条例で使う大事な用語を並べて説明する。「定義」の場合では「住民」、「区民」などはあらかじめ決めなければならないということはあるだろうが、条例ができあがった後に読んでみたら、定義しておかないとわからない言葉を拾って、ここに入れるという作業になる。基本用語を並べる作業と条例でわからない言葉を並べる作業の違いがあります。

委員 「用語の定義」という言葉よりも「基本的な用語」という言葉にしたいだけである。

委員 私は定義が大事だと思う。色々議論していくことを考えると定義はしっかりやっておくべきだと思う。

委員 私は「用語の定義」を残すべきだと思う。誰が解釈してもわかる一般的な解釈だと思う。しかし、そこで用いる解釈の仕方であるので、「用語」だけではなく「用語の定義」とすべきだと思う。

委員 条例を改定するときに、目的に立ち返って照らし合わされるものだろう。目的は各条文にぶれないようなものであった方が良くと思う。私たちの思いと技術的に厳密にやろうとした時の仕分けにズレが出てくると思うので、定義とした方が良く思う。

ファシリテーター 「基本となる用語の定義」でよいですか。

委員 “定義”は「住民、区民、事業者の定義・基本となる用語の定義」に決まったのですか。

高野委員 中身はこれからですよ。

ファシリテーター “目的”、“定義”は決まりましたね。

では、次に、“位置づけ”にいきたいのですが、キーワードが少ない方が良くと思いますので。

ここには、“最高規範性”と“条例の位置づけ”の2つキーワードがあります。これに関して、盛り込みたい事項はありますか。

例えば、この“位置づけ”は最高規範性を言っているのかそれとも条例の位置づけを言っているのか。これらを考えて頂きたい。

委員 「最高規範性」とした場合は他の条例を規制することができるのですか。自治基本条例に反する条例はカットできると理解して良いのか。

牛山教授 この部分については、法律学的にも議論があります。つまり、条例に上下があってよいのかということです。ただ、法形式上ではそうだが、実際には、議会も最高規範であると議決した場合、努力義務的にはかなり強い規制を議員や首長にかけることになる。議員のみなさんが、そのことを意識して条例を作っていくことになるだろう。そうすると、自治基本条例を守って作ったから違法なのか、というと、議会が議決して作ったものであるし、法の手続きに則った手続きをした場合、違法とは言い難いのではないか。地域のローカルルールとして、自治基本条例が最高規範であると、みんなで決めたので、首長も議会も住民もそういう努力をしましょうということになるだろう。議会が議決した以上、自治基本条例に違反しているから違法な条例だとは、訴訟をしにくい。地方分権の時代に、地域のルールとして、自治基本条例を作っていくでしょうということで広がってきている。

委員 5月に行われた自治基本条例の説明会で、野田企画課長がそのような質問に対して「当然、見直しをする。当条例施行後はこれに従う」と答えている。明らかな場合はそうせざるを得ないと私は思っている。

牛山教授 この条例ができた後、他の条例を整理すると行政側が表明したということですね。

それは、これから行政、議会、住民側で決めることなので、決まったら従って行政として努力してもらおうということだと思うので、問題ではないと思います。

ファシリテーター 他の条例を切ったり、訴訟で「自治基本条例に違反している」とは言えないが、自治基本条例ができた際は、それに従って条例を整理していくのはします、ということですね。

委員 今、牛山教授の発言に対する質問ですが、条例は後からできたものを優先させるのではないですか。また、自治基本条例が最高法規として謳われるのならば、他の条例を改正する必要があるのではないかと思う。

牛山教授 先ほど言ったように、行政、議会、住民も合意して作成し、これを最高規範とするならば、当然、それに加わった行政もそれに従い条例を直すことはあります。前半の部分のお話は、「後法優先の原則」というもので、後から作った法令を優先することであるが、それはあくまで所管事項が同様の場合です。例えば、合併特例法では、町は4万人で市になれるようになっていたが、改正され3万人で市になれるようになった。これは後から改正されたものが優先されます。あくまで同じ内容の場合です。今回の場合、後法優先の原則を用いることは難しいと思います。

委員 「最高規範性」の盛り込みたい事項ですが、他の条例の改廃や時代の変化によって自治の在り方が変わり、この条例では対応できないので改正する場合、そういったことも、に書けばよいか。ただ「最高規範性」と書けば良いのか。

高野委員 ただ「最高規範性」であると書くだけでは終わりではないと思います。

委員 そういったことも全て盛り込んでしまっても良いということでしょうか。

牛山教授 改正の際の手続きについてですか。

委員 今後そういうこともありうるという話です。

牛山教授 大項目『改正の手続き』がありますので、今のところは分けていますが、一緒にするという意見がこの後出てくるかもしれませんね。

ファシリテーター では、“位置づけ”は「条例の位置づけ」でよろしいですか。それとも「最高規範性」ですか。

委員 この自治基本条例は自治というものを、色んな条例を横に串刺しにした関係の中で、条例が施行される時に、「住民の自治が大事にされなくてはいけない」という意味で最高規範性だと思ふ。全体に渡るものを自治の仕組みのなかで貫くものの基本であるということである。このように見たときに各条例に齟齬があれば直していくということがあるだろう。そういう意味での最高規範性を何か文言で表したい。

委員 私も同意見です。条例の位置づけとして、最高規範性を謳えば良いのではないか。これを

文言で謳えば良いのではないか。

ファシリテーター では、「条例の位置づけ」としてよろしいですか。

では、次にいきますが、8時30分までに決めて頂けるとありがたいです。

では、“基本理念”に移ります。ここでは、キーワードが5つあがっています。例えば、“13自治”と“15自治の基本理念”は言葉として似ていますが、ご意見はどうでしょうか。「一緒にしてしまうのは、強引である」や「基本理念の一つ置いて、その内容として置いていく」など、どうでしょうか。

委員 “13自治”と“15自治の基本理念”の区別に悩んでいる。13はなくて良いというのなら、15を優先しても良いのではないか。

委員 “目的”の中に“自治の基本理念”が入れば、「目的」になると考えている。

委員 “16地方公共団体としての位置づけ”、“17住民自治と団体自治”についてだが、これまで団体自治についての議論がなかった。基本理念は自治の基本理念であり、その下に住民自治とは団体自治、新宿区ならば基礎自治体がある。私は「目的」の中ではなく、独立して、「自治の基本理念」を置き、そこに住民の自治と団体自治を置く。これらの議論をいずれするならば、とても大事だと思う。道州制になってしまったら、新宿区はなくなってしまう。考える良い機会である。全体としては、「自治の基本理念」で良いと思う。

ファシリテーター “16地方公共団体としての位置づけ”や“17住民自治と団体自治”が内容にくる「自治の基本理念」という項目を立てるとのことですね。

委員 自治基本条例違反というのは行政や議会が問われるのであって、住民は問われないのですよね。ということであれば、これが理念ですよ。この条例ができた後に条例を作ろうとした時に、「これは違う」という規範になるものである。

委員 「基本理念」の中に“15自治の基本理念”の普遍性を入れるべきだと思う。

委員 お聞きしたいことがあるが、資料5の大項目『17 国・他自治体との連携』が出ている。これは、団体自治や基礎自治体のことをこの大項目17でやるということでしたか。そうならば、「基本理念」では、大枠で触れることで良いのではないか。

委員 今は“13自治”と“15自治の基本理念”の区別をどうするのかという話と、“15自治の基本理念”を「自治の基本理念」という項目にし、その中に、“16地方公共団体としての位置づけ”と“17住民自治と団体自治”を入れ込むかという話が出ている。そろそろ、まとめて欲しい。

牛山教授 この“基本理念”は条例が掲げる基本理念ですよ。今は、これをみなさんが置くか置かないかという議論です。置く場合は、例えば「新宿区が考える自治とは何か」や「地方自治とこうですよ」とかを盛り込んだ“基本理念”を置くか置かないか、ということが決まれば良いですよ。

ファシリテーター はい。

委員 置くべき。

ファシリテーター はい、では、置きます。

これで、以上4つが整理できました。次は“その他のキーワード”に移りたいと思います。

委員 「条例の目的」、「条例の位置づけ」と「条例の」を付けてきたのだから、「条例の基本理念」に
しなくて良いのか。それを決めた方が良いのではないか。

ファシリテーター では、「条例の基本理念」を盛り込みたい事項に入れるということで良いです
か。

委員 条例の基本的考え方は「条例の目的」にあって、新宿としてどういう自治の在り方をするか
という基本理念を書く項目があるのかと思いながら聞いていた。そうすると意見がまとまらず、結
局その項目はできなくなるのではとも思う。

委員 そうすると新宿の自治を掲げるが『前文』になるのか。自治の基本理念を含めた条例の基本
理念、そして自治の基本理念を含めた前文になるのか。

委員 前文というより、一項目として入れるべきだと思う。

委員 “目的”が議会、行政、住民の3者が自治を築くということであれば、それに沿って、「自治の
基本理念」にした方が良いと思う。

委員 自治基本条例という名前から自治が入らないとおかしいと思う。「自治の基本理念」の方で
お願いしたい。

牛山教授 ここには自治の基本しか書かないということですか。

委員 そうですね。

牛山教授 ならば良いと思います。条例の基本理念ではなく自治の基本理念を書く項目であると
みなさんが思うならば、良いと思います。通常は、条例で目的があり、基本理念を置くら、条例の
基本理念を置く。しかし、特化して「自治の基本理念」にしたいというならば、それでも良いと思う。

委員 自治とは何か、基本条例とは何かの、この二つの理念を入れても良いのではないか。

委員 先ほどの委員の意見にあった「自治の原則を入れるのか入れないか」ということを後で議論
するというならば、そのとき私も意見を述べたいが、どうなのか。もう一つの意見は、「自治の
基本理念」でまとめても良いと思う。

委員 “自治の基本理念”は『前文』で書いて、「基本理念」に条例の基本理念を書くのはどうか。
「基本理念」で「前文で掲げた自治基本条例をもとにしている」といった書きぶりでも良いので
は。

委員 「条例の基本理念」として、ちゃんと入れたい。

牛山教授 私が言っている意味がうまく伝わっていないのかもしれませんが、この条文は、条例が
掲げる基本理念を書くところですが、中身はおっしゃるように、新宿区のみなさんが考える自
治の理念や考え方になる。例えば、新宿区における自治の考え方や理念を入れることが一
つ。他には何を盛り込みたいかということがある。大項目としてはこの条例が考える基本理念
だが、盛り込みたい事項では、自治の考え方で、あと他に何があるでしょうか。

高野委員 答えが出ませんね。盛り込みたい事項の内容を先にやって、もう一回もどる形で良い
でしょうか。お互いが納得しないままより、もやもやでも次に行きたいですが、どうでしょうか。

ファシリテーター とりあえず、「基本理念」とうことで良いでしょうか。では、次回 盛り込みたい事
項の内容をやって、その後にもたこの言葉を考えましょう。

時間が少ないですが、“その他のキーワード”に進みたいと思います。

委員 一番始めに言いましたが、この“基本理念”にどういう原則のもとで実現していくか。手段の原則がくるべきである。“その他のキーワード”より大事な話である。例えば、情報を共有する原則、区民が参加する原則、区民と区政が協働する原則、多様性を尊重する原則などがある。このような原則があつてこそ、理念が出てくるのではないか。

ファシリテーター 今のご発言の諸原則は、これからやる“その他のキーワード”に含まれているものがあるので、まず先にこちらを整理して、その後、もう一度見直すということで良いですか。

牛山教授 つまり、項目の内容の4つが出てきています。みなさんのワークショップで出てきたものが、キーワードとして出てきている。みなさんがワークショップで出された中身なので「ここに入れるか、どうするか。意見がなければこのままで良いか」ということである。今のご意見の「大項目の中に入れる、入れない」という話は、また後の話だと思います。

委員 の項目に「基本原則」という項目を立てたい。基本となる手段、原則を「基本理念」の次に入れたい。

牛山教授 申し訳ないですが、運営会で19個の大項目を確定して提示をして、『1 条例の基本的考え方』を今日のテーマにすることになったはずですが。今のご意見は、この項目の検討が終わった時や途中でも良いですが、「この項目の検討をしたい」と提起されて議論する順番だと思ふ。今日は、『1 条例の基本的考え方』のワークショップで出てきて、運営会で確定して出てきた項目について議論をしています。

委員 今の委員がおっしゃっているとは 盛り込みたい事項の内容を言っているのではないですか。

委員 先生がそうおっしゃるなら仕方がないが、あまりにリジット過ぎる。先に“その他のキーワード”やって、どうせ不備が出てくるので、改めて議論すれば良い。

ファシリテーター “その他のキーワード”はワークショップで『1 条例の基本的考え方』を検討した時に出てきたキーワードの全てです。これらのキーワードはみなさんの意見を聞かずに、振り分けることができないものです。みなさんの意見を聞いた上で、振り分けたい。これらのキーワードも『1 条例の基本的考え方』に入れたいとして、出てきたものであり、一つ一つのキーワードもとても大事です。まず、“その他のキーワード”を振り分ける場所に振り分けることをお願いしたい。

委員 それはそれで結構ですが、先程の先生が運営会での話ですが、運営会での議論する時間はとても少ない。みんな欲求不満を持って、みなさん出ている。運営会での議論を立てるのならば、運営会での議論を徹底的にやるべきである。

委員 キーワードを出している時は、まだみんなわからない状態で出していた。今、やっとわかってきた。それで「基本原則を出したい」という意見に対して、運営会で出てきていないという理由で、後にしてくれということは、おかしいのではないか。

事務局 本日の進行に関する資料2の(3)を見て下さい。キーワードを整理した後に、b) 盛り込みたい事項に不足はないかという手順があります。今、委員がおっしゃったことは、盛り込

みたい事項の中に、「基本原則」を入れるのかということを議論して頂きたい。キーワード自体はこれまで、みなさんが議論の中で出されたものなので、消すかどこに入れるのかもみなさんと同意しながら処理していかなければならないということです。キーワードはみなさんの合意形成をしながら処理していくことは大事だと思っています。それが終了したら、(3)でもう一度盛り込みたい事項を不足がないかも含めて確認して、議論して頂きたい。

委員 今日から議論が始まったように思えるので、これからいろんな形で議論していければ良いのではないかと。

ファシリテーター 時間が無いのですが、もう少し“その他のキーワード”を整理していきたいのですが、よろしいですか。これらのキーワードは、『1 条例の基本的考え方』を検討する際に、みなさんから出されたものであるため、尊重していきたいと思えます。

まず、私が迷ったところから始めて頂きたいのですが、“14 区民と区と議会の役割と責任”というキーワードがあります。これは、例えば、“区民の役割と責任の役割”“区の役割と責任”“議会の役割と責任”に分けるとするならば、後日、検討する機会があるのではないかとと思うので、これらは、ここでは削除をしたらどうか、と思うがどうでしょうか。よろしいですか。

委員 よいです。

ファシリテーター では、“14 区民と区と議会の役割と責任”は他の部分で検討します。この『1 条例の基本的考え方』からは削除します。

次の“21 高齢者・子ども”があります。これは、『1 条例の基本的考え方』の盛り込みたい事項の内容とするか、項目として立てるか、または他の部分で検討するかとなるが、いかがでしょうか。

委員 この“21 高齢者・子ども”の子どもは幼児が入るのか。最近、地域に引っ越してくる場合「子育てが安心してできるか」が重要になっている。これからの新宿には子育てをする若い人達に来てもらいたい。

ファシリテーター 乳幼児も入るのかどうかですね。

委員 こどもを主体として考えるのであれば、他のところに入れても良いのではないかと。コミュニティに子どもの権限を入れる、というならばここが良いだろう。

委員 私はどこでも良いので「女性」を入れて欲しい。

高野委員 これらのキーワードで、上の“基本理念”“目的”“定義”“位置づけ”に入るものはありますか。

委員 “5 行政のあり方”は大項目3の『行政の役割と責務』に入れてはどうか。子どもの参画やNPOの参画やそれらを引くくめたコミュニティでの代表制などを地区協議会に入れるのか、そういうことの側面での関わりはあると思う。“多様性”も外国人の参画をどうするのか、という話ならば“13 自治”に入れることになるだろう。しかし、『1 条例の基本的考え方』にそういう要素を残すということであって、そのまま残す必要はないと思う。

ファシリテーター 『1 条例の基本的考え方』の に改めて入れる必要はないが、他の大項目では検討する必要があるということですね。『1 条例の基本的考え方』の“13 自治”と組み合わせ

ていくという意見ですね。

では、“その他のキーワード”の中で、盛り込みたい事項に入れ、強調したい、必ず謳いたいというものはありますか。あるいは大項目ではなく、項目として謳っておくべきではないかというものはありますか。“その他のキーワード”は、いずれもに置くのではなく、や資料5の大項目のいずれかで検討するということによろしいですか。

委員 “その他のキーワード”が終わったら、原則についての検討をするという話でしたが、号令をかけて下さい。そしたら、私も意見を言います。

ファシリテーター 次回もやりますので。

委員 それなら良いです。

ファシリテーター もう一度確認しますが、“その他のキーワード”の中で、盛り込みたい事項に入れるものは無いということによろしいですか。

委員 情報の原則が項目として立てるなら、情報の共有の原則が入ってくるのではないか。“4情報”を私はこのように理解している。

ファシリテーター 資料5の大項目『6情報の共有』として、検討しようということになっているので、こちらの方で検討するということによろしいですか。

委員 次回にいろいろな原則の議論に入ると理解して良いのか。例えば、情報の共有は他の項目に比べて大事なので、そこで原則に格上げして議論をしたい。

高野委員 それは、その項目にきたとき検討しましょう。

今日は『1 条例の基本的考え方』についてやります。

委員 『6情報の共有』のところで検討するのではなくて、次回は、『1 条例の基本的考え方』で原則を立てるのか立てないのかという議論の中でやるべきではないか。立てないのならば『6情報の共有』でやればよい。

委員 先程の説明のように資料2の通りにしてもらわないと。資料2の(2)は終わったので、次回は(3)からでよいですね。

ファシリテーター 次回は資料2の(3)からでよろしいですね。

では、これで全体討議の一つの区切りとさせていただきます。